

おおむら中小企業 DX 推進事業補助金

よくあるお問い合わせ

Q1. 補助金の目的は何ですか。

A1. 生産性の向上に資するITツールを導入する中小企業者等を支援し、デジタル化を推進することを目的としています。

Q2. 補助金の対象者は誰ですか。

A2. 次のいずれかに該当し、市税の滞納がない者。

- ・市内に本店を有する法人又は個人事業主（中小企業基本法に規定される中小企業者）
- ・市内に主たる事務所を有する中小企業団体、農事組合法人

※好事例の取組は、市ホームページやSNS等で公表させていただく予定です。

Q3. 補助金の対象となる経費は何ですか。

A3. 補助対象経費は次に掲げるものです。

	経費区分	内容
①	ソフトウェアの導入に関する経費（必須）	・補助事業のために使用されるソフトウェアの購入費 ・補助事業のために使用されるクラウドサービス等のリース料・サービス利用料（補助事業期間分が対象） ・その他ソフトウェアの導入に当たり必要な経費（上記に係る保守サポート費用も含む。）
②	ハードウェアの導入に関する経費（補助上限10万円）	・補助事業のために使用されるソフトウェアの導入に当たり必要となるハードウェア（パソコン、タブレット等）の購入費、リース料（補助事業期間分が対象） ・その他ハードウェアの導入に当たり必要な経費（上記に係る保守サポート費用も含む。）
③	専門家の活用に関する経費	・ソフトウェアの導入に関するコンサルティング、研修等に係る経費
④	その他の経費	・補助事業を行うために必要な経費として市長が認めるもののうち、他のいずれの経費区分にも属さないもの

※ITツールを新たに導入する事業が補助の対象となります。

Q4. 消費税は補助対象となりますか。

A4. 消費税及び地方消費税は補助対象となりません。補助申請額は「税抜き」で申請してください。

Q5. 補助金の上限はいくらですか。また、複数の経費を組み合わせることはできますか。

A5. 補助金の上限は30万円（補助率2分の1以内、1,000円未満切捨て）。複数の補助対象経費を組み合わせ、合計金額が1万円（税抜き）を超える場合は申請が可能です。申請は一事業者当たり同一年度に一回限りです。

※ハードウェアの導入に関する経費の補助上限は10万円。

Q6. 申請の受付期間はいつですか。

A6. 令和5年6月1日（木）から令和5年9月29日（金）です。

※予算の上限に達した場合は受付を終了します。

Q7. 申請書はどこで入手できますか。

A7. 大村市のホームページからダウンロードできます。

Q8. 申請にはどのような書類が必要ですか。

A8. ①補助金交付申請書（様式第1号）

②事業計画書（様式第2号）

③経費明細書（様式第3号）

④登記事項証明書等

⑤直近の決算書類又は確定申告書の写し

⑥誓約書

⑦市税の滞納がないことを証明する書類（※市税の納付状況を確認されることに同意がある場合は不要）。

⑧その他市長が必要と認める書類（※必要に応じて提出していただきます）

※提出された書類は返却しません。

Q9. 申請書類の提出先はどこですか。また、どのような方法で提出できますか。

A9. 大村市商工振興課（大村市役所本館2階）へ持参又は郵送してください。

【郵送先】大村市玖島一丁目25番地 商工振興課

Q10. 申請から補助金交付決定までには、どのくらい時間がかかりますか。

A10. 申請に必要な書類を全て受理してから、（書類に不備がなければ）1か月程度で交付決定する予定です。

Q11. 補助金が交付されない場合がありますか。

A11. 審査により、補助対象と認められない場合等は、補助金を交付しない場合があります。

Q12. 採択する件数に限りはありますか。

A12. 要件を満たす申請から順に採択し、予算の上限に達した場合は受付を終了します。

Q13. 補助金はどのタイミングで支払われますか。

A13. 補助金は、補助対象事業が完了し、市が交付確定をした後、事業者から市に対して請求書をご提出いただいた後の支払いとなります。